

静岡県議会自民改革会議 平成24年12月定例会 議会報告

12月定例会は、昨年の11月30日に開会し、12月3日に代表質問を行った後、衆議院総選挙のため休会となり、選挙終了の翌日の17日から再開し、一般質問、常任委員会を開催し、12月28日に閉会しました。

当局から提出された議決案件は26件でした。主な案件は、国が予備費を活用して行った経済対策などに対応するための補正予算案や三ヶ日青年の家で起こったボート転覆事故における損害賠償事件の和解などでした。補正予算については、当初提案、追加提案と2件にわたり合計73億1百万円が提案され、内容としては、国の公共事業関係を中心とした内容でした。26件の議決案件全て、全会一致で可決しました。

今回の議会においては、我々、自民改革会議提案により議員条例が提出され、委員会を設置し協議を続けた結果、全会一致で可決しました。可決した条例は、「静岡県商店街振興及び活性化条例」と「静岡県と外国の地方公共団体との友好交流に関する条例」です。

「静岡県商店街振興及び活性化条例」は、商店街への加盟者の増加や商店街活動を商店主、市町、県が連携して支援・活動していくことを盛り込んだものです。

「静岡県と外国の地方公共団体と友好交流に関する条例」については、県では外国の自治体との友好交流を「地域外交」と銘打ち、中国、韓国、モンゴル、アメリカなど各国に展開しています。これらの国々の地方公共団体と包括的な友好提携などを締結する際には、静岡県を挙げて進めることを示すため、県議会の議決を要することとしたものです。

今議会においては、北朝鮮による突然のミサイル発射に対する決議を1件と我が会派から提出した意見書2件を含めた意見書5件が全会一致で議決されました。提案した2件は「B型肝炎・C型肝炎の救済に関する意見書」「中小企業の支援策の拡充を求める意見書」です。



12月3日本会議 中谷代表による代表質問

平成24年12月3日中谷多加二県議が、下記項目について代表質問をいたしました。
なお、代表質問のほか一般質問した県議は、8名です。

- 1 総合計画の目標達成について
- 2 来年度当初予算編成について
 - (1)財源不足額の解消と特別枠予算の確保
 - (2)新しい地震対策・津波対策アクションプログラムへの対応
 - (3)雇用確保に向けた取り組み
- 3 キャンプ富士を使用したオスプレイの飛行訓練について
- 4 天竜浜名湖鉄道の利用促進について
- 5 富士山世界遺産センター(仮称)の整備について
- 6 新しい福祉需要への対応について
- 7 農業の担い手確保について
- 8 中小企業金融円滑化法の期限到来に対する対応について
- 9 全国育樹祭の成果とそれを生かした森林・林業再生の方針について
- 10 地震・津波対策に対する新たな特別措置法の制定について
- 11 災害時におけるアメリカ海兵隊との連携について
- 12 原子力防災対策の推進について
 - (1)オフサイトセンターの移転整備
 - (2)原子力災害対策重点区域の設定
- 13 教育行政のあり方検討会への対応について
- 14 犯罪の起きにくい社会づくりについて

12月議会 一般質問者名

森 竹治郎
天野 一
多家 一彦
渥美 泰一
中沢 公彦
渡瀬 典幸
増田 享大
鈴木 澄美

以上8名が一般質問をした県議



災害対策特別講演会 ————— 平成24年11月16日

「東日本大震災の教訓～南海トラフ地震に備える～」と題して、陸上自衛隊第12旅団副団長であります武藤正美一等陸佐をお招きし、福島第一原発の消火活動の様子、被災地での過酷な救助任務など、大災害に備える心構えや、整えておくべき態勢について講演して頂きました。



会派視察



沖縄

沖縄県護国神社参拝、沖縄「静岡の塔」では、第二次世界大戦において犠牲になられた方々の御霊を慰める追悼式に参列。



アメリカ海兵隊第三海兵遠征軍は「即応態勢部隊」としての役割を持ち、アジア・太平洋地域の安定や日本の防衛に寄与するなど、その活躍に期待が持たれます。

ベトナム

成長が著しいベトナム。日本からも多くの企業が進出しており、我が静岡県企業も積極的に進出している。

そんな、企業を現地支援しているのがジェトロ ハノイ事務所やJICA ベトナム事務所である。



ジェトロ ハノイ事務所



JICA ベトナム事務所

ドラゴンロジスティクス(鈴与)



エンケイ ベトナム



12月議会で決議された決議書及び意見書

● 北朝鮮のミサイル発射に関する決議

- 意見書
- ・B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書
- ・中小企業の支援策の拡充を求める意見書
- ・専修学校における質の高い職業教育の実現を求める意見書
- ・次代を担う若者世代支援策を求める意見書
- ・自衛隊の定員充足を求める意見書

自民改革会議として提案した議員条例が可決されました

● 「静岡県商店街振興及び活性化条例」 提案理由説明要旨

静岡県内には、約390の商店街がありますが、衰退傾向にある商店街が見受けられることも事実であります。その原因の一つとして、商店街組織に加入していない店舗、事業者の存在が指摘されております。このため、このような未加入店舗等が、商店街組織に加入し、商店街の活動に積極的に参加、協力することにより、商店街の振興及び活性化を図ることを目的として、条例を提案するものであります。

(目的)

第1条 この条例は、商業者等が行う諸活動が地域社会の発展及び活性化に果たす役割の重要性に鑑み、商業者等がその事業を営む地域の商店街における活動に積極的に参加し、協力する機運を高めることにより、商店街の振興及び活性化を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業者等 商店街において事業を営む者及び商業施設を設置する者をいう。
- (2) 商店会 商店街振興組合その他商店街の振興及び活性化を目的として商業者等が組織する団体をいう。

(商業者等の責務)

第3条 商業者等は、商店街の振興及び活性化を図るため、商店会への加入に努めるものとする。

2 商業者等は、商店会が実施する商店街の振興及び活性化を図るための事業並びに地域貢献等の取組に積極的に参加するとともに、応分の寄与をすることにより、当該事業及び地域貢献等の取組に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第4条 県は、市町と連携して、商店街の振興及び活性化を図るために必要な施策の推進に努めるとともに、市町が地域の実情に応じた施策を推進することができるよう、情報の提供、助言その他必要な支援に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

● 「静岡県と外国の地方公共団体との友好交流に関する条例」 提案理由説明要旨

グローバル化が進展する中、海外との交流は観光や経済等を初め多岐にわたっており、友好交流は行政だけでなく、県民や企業、団体等の参加・協力が不可欠であります。

このため、友好交流は、議会と知事が連携・協働し、県民の参画を得て、進めていくことが重要でありますので交流の促進を図ることを目的として、条例を提案するものであります。

(趣旨)

第1条 この条例は、県と外国の地方公共団体との友好交流(以下「友好交流」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(県の責務)

第2条 県は、友好交流に必要な施策を策定し、県民と連携を図りながら、その施策を着実に推進する責務を有する。

(県民の役割)

第3条 県民は、県が実施する友好交流に関する施策に参画するよう努めるものとする。

(友好提携等の締結等に係る議決等)

第4条 知事は、友好交流の推進に当たり、議会との連携及び協働を強化することとし、友好提携等(相互の地域の発展及び友好関係の構築を目的とする県と外国の地方公共団体との間の協定、覚書その他のこれに類する文書のうち、包括的かつ重要なものをいう。以下同じ。)の締結等をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。友好提携等の解消等をしようとするときも、同様とする。

(交流状況の報告)

第5条 知事は、友好提携等に基づく交流の状況について、毎年度、議会に報告しなければならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に存する友好提携等は、第4条前段の議決を経たものとみなす。

原発・総合エネルギー議連が発足

県議会に超党派でつくる「静岡県議会 原発・総合エネルギー対策議員連盟」(会長:天野一県議)が平成24年12月28日に発足しました。

当議連は、平成24年9月議会での「浜岡原発の再稼働の是非を問う住民投票条例案」の否決をきっかけに、我々自民改革会議の呼びかけで、下記の設立趣旨により設立され、自民改革会議、民主党・ふじのくに県議団、公明党静岡県議団の各会派に所属する県議及び無所属の県議合わせて65人中63人の議会議員が参加しました。

設立総会において、天野一会長から「国任せではなく、自分たちで原発を勉強し、県民目線でエネルギー政策の方向性を出す。全員で議論し、責務を果たそう」とのあいさつがありました。

今後、原発の安全対策や総合的なエネルギー対策の調査・研究事業などを行います。平成26年3月までは、浜岡原発などの原子力発電関連施設の視察、福島第一原子力発電所事故の検証、住民からの意見聴取を実施する計画です。



設立総会(平成24年12月28日)

原発・総合エネルギー議連 設立趣旨

本県には中部電力浜岡原子力発電所が立地しているが、大震災直後、当時の政府の要請により、現時点で全機が運転を停止している。中部電力は、近い将来発生が予想される南海トラフの巨大地震や、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、22mの防潮堤の新設を含めた安全対策を行っているが、新たに設立された原子力規制委員会が作成する新しい安全基準への適合など、引き続き対処しなくてはならない課題が山積している。

平成24年9月定例会において、県民からの署名に基づき知事あてに提出された「中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う住民投票条例」は、議会での慎重かつ活発な議論の結果、原案および修正案とも否決されたが、県議会の原子力発電に対する姿勢について問われる機会となった。

また、原子力発電を含めた我が国の総合エネルギー対策については、国策という枠にとらわれず、再生可能エネルギーの積極的な導入など、活発な議論と諸施策の確実な遂行を図っていかなくてはならない。

そこで、この機会に浜岡原子力発電所の安全性の検証を第一義に、原子力発電の今後および総合的なエネルギー対策等について調査研究し、政策提言する場として議員連盟を設立する。

県政に対するご意見・ご要望などをお寄せ下さい。

静岡県議会
自民改革会議

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL.054-221-2308・054-221-2566

FAX.054-221-3397・054-221-3379

<http://www.jimin-kk.com>

e-mail・info@jimin-kk.com